

子育第 0201003 号
平成31年 2月 1日

大分県薬剤師会
会長 安東 哲也 様

宇佐市長 是 永 修 治

宇佐市子ども医療費助成事業の制度変更に伴うご協力について（依頼）

立春の候、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、平素より本市における子ども医療費助成事業につきまして、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本市では子ども医療費助成事業制度を設けておりますが、2019年7月1日より、宇佐市内に住所を有する小中学生の通院に係る医療費につきましても現物給付を予定しています。

なお、公費負担者番号、未就学児の入通院、小中学生の入院分につきましては、これまでと変更ありません。

つきましては、別紙に制度の変更内容をまとめましたので、ご確認のほどよろしく申し上げます。

記

〈助成変更（拡大）内容〉

時 期 : 2019年7月1日診療分より

対 象 : 小中学生通院分

助成方法 : 受給資格者証提示による県内現物給付

自己負担金 : 1医療機関1回500円、月4回まで（調剤分は自己負担なし）

宇佐市役所 子育て支援課 担当：江口 TEL：0978-27-8145（直）
--

宇佐市子ども医療費助成事業の助成を拡大します

平成31年（2019年）7月1日診療分から小中学生の通院分を拡大します。
 （上記より前の診療日のものは、助成拡大前の範囲で助成します。）

助成拡大前

助成対象		通院	入院	県内	県外
未就学児	助成の有無	○	○	現物給付	償還払い
	自己負担金	無	無		
小・中学生	助成の有無	×	○	現物給付	償還払い
	自己負担金	—	無		

助成拡大後

助成対象		通院	入院	県内	県外
未就学児	助成の有無	○	○	現物給付	償還払い
	自己負担金	無	無		
小・中学生	助成の有無	○	○	現物給付	償還払い
	自己負担金	有 ひと月1医療機関 1日500円(月4回まで) ※調剤分は自己負担無	無		

○助成内容

・小中学生の通院医療費を助成します。ただし、1医療機関1日につき500円/月4回まで（500円に満たないときはその額）の自己負担金が発生します。

（調剤分は自己負担金がありません）

○対象者

- ・宇佐市に住所のある中学生まで（15歳に到達する日以後の最初の3月31日まで）
- ・健康保険に加入している方

○方法

- ・対象者には子ども医療費受給資格者証「小学生・中学生（入院・通院）」を発行します。

○助成の対象にならないもの

- ・生活保護受給者
- ・健康診断、乳幼児健診、交通事故でのケガ、診断書などの文書料など保険適用外のもの
- ・学校管理下でのケガなど（日本スポーツ振興センターからの給付制度を利用）

○子ども医療費と他の医療費助成との対応について

(学校管理下でのケガ等、ひとり親家庭医療、重度心身障害者医療等)

《学校管理下でのケガ等（日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象）》

学校管理下でのケガ等で日本スポーツ振興センターの災害共済給付が適用されるものについては子ども医療費助成事業の助成の対象となりません。

※1つの災害につき500点（5,000円）以上のものが対象です。

※保険外診療や差額ベッド代、食事代は対象外です。

※受診時に一旦窓口で支払いが必要です。

《就学援助制度による医療費の場合》

現行どおり、就学援助制度を利用します。

《ひとり親家庭医療費の場合》

現行どおり、ひとり親家庭医療費で助成します。

《自立支援医療費の場合》

現行どおり、自立支援医療費で助成します。

《重度心身障害者医療費の場合》

現行どおり、重度心身障害者医療費で助成します。

ただし、同一の医療機関において自己負担額が月額1,000円（調剤があれば合算対象）に満たない時は、重度心身障害者医療の申請ができませんので、子ども医療の対象となります。